**指定難病新規申請に必要な書類**

　**【全員が提出する書類】**

1. **特定医療費支給認定申請書**
2. **臨床調査個人票…**難病指定医による記載が必要
3. **世帯全員の住民票の写し…**発行から３ヶ月以内
4. **同意書（保険者への高額療養費に係る所得区分照会に関する同意書）**
5. **医療保険証のコピー**

**⑥ 市町村民税所得額課税額証明書(所得額・課税額がわかるもの)**

　※生活保護受給者は提出不要

**⑤⑥**は患者様の加入している公的医療保険（保険証）の種別によって、提出書類の対象者が異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　提出書類保険種別 | 提出書類の対象者 |
| **⑤　医療保険証のコピー** | **⑥ 市町村民税所得額課税額****証明書** |
| 国民健康保険（市町村国保、退職国保、各種国民健康保険組合 等） | 同じ国保に加入している方**全員分** | 同じ国保に加入している方**全員分**（中学生以下は不要） |
| 後期高齢者医療制度 | 同じ住民票上で、後期高齢に加入している方**全員分** | 同じ住民票上で、後期高齢に加入している方**全員分** |
| 被用者保険・全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合　等 | 患者様が被保険者本人 | 患者様本人分のみ | 患者様本人分のみ |
| 患者様が家族（被扶養者） | **被保険者及び患者様分** | 被保険者分　※１ |

【注意】

* 市町村民税が非課税世帯である場合、申請者（患者又は保護者）の収入の合計金額を証　　明する書類（遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等の受給状況を示す公的機関発行の適宜の資料）を提出してください。

 　※１　①患者が１８歳未満で（保護者が申請）、被保険者が市町村民税非課税である場合

は、**両親の市町村民税所得額課税額証明書が必要となる場合があります。**

②被保険者が市町村民税非課税である場合、**患者の市町村民税所得額課税額証明書**

**が必要となります。（１５才未満は不要）**

　〇**課税証明書等は申請日によって必要となる年度・年が異なります。**

≪市町村民税所得額課税額証明書≫

申請日が４月１日～６月３０日まで…前年度分

申請日が７月１日～３月３１日まで…申請する年度分

　　≪遺族年金、障害年金、特別児童扶養手当等の受給状況を示す資料≫

申請日が１月１日～６月３０日まで…前々年分

申請日が７月１日～１２月３１日まで…前年分

 **【該当する場合のみ必要な提出書類】**

　下記の⑦～⑩に該当する場合のみ提出してください

**⑦要介護、要支援認定者**

　**介護保険被保険者証のコピー**

　　・要介護、要支援認定を受けている方のみ、介護保険被保険者証のコピー（患者様本人分のみ）を提出してください。

**⑧同一世帯内に指定難病または小児慢性特定疾病の受給者がいる場合**

　　**御家族の「特定疾患医療受給者証」または「小児慢性特定疾患受給者証（給付決定通知**

**書）」のコピー**を提出してください。

**⑨生活保護受給者**

**生活保護受給者証明書**

**⑩軽症高額該当者**

**指定難病に係る医療等の領収書（コピー可）**

**医療費申告書**